

* * * * * * * * * * * * * * *
* * * * * * * * * * * * * * *
* 答 申 書 *
* * * * * * * * * * * * * * *
* * * * * * * * * * * * * * *

令和7年（2025年）11月13日

豊中市特別職報酬等審議会

令和7年（2025年）11月13日

豊中市長
長内 繁樹 様

豊中市特別職報酬等審議会
会長 阿部 昌樹

特別職の期末手当について（答申）

令和7年（2025年）9月4日付け豊総人第1077号で諮問のあった議会の議員の期末手当並びに市長及び副市長の期末手当の額について審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

一. 答申内容

1. 議会の議員並びに市長及び副市長の期末手当の額は、現行の算定式によることが適当である。

（現行の算定式）

【議会の議員】 議員報酬月額×役職加算率×支給月数

【市長及び副市長】 紹料月額×地域手当率×役職加算率×支給月数

二. 答申に至った経過

今回、市長から諮問のあった議会の議員の期末手当並びに市長及び副市長の期末手当の額については、「職務職責」「情勢適応の原則を受ける一般職との比較」「国や他自治体との比較」「市の財政状況」などの視点で適当であるかどうか審議することとした。

1. 現在の特別職の期末手当について

条例において、以下の算定式で得られる額を支給することが規定されている。

(算定式)

【議長・副議長・議員】議員報酬月額×役職加算率×支給月数

【市長・副市長】給料月額×地域手当率×役職加算率×支給月数

算定式について、市長・副市長の地域手当率は一般職の職員に準じて給与の12%としている。役職加算率は、一般職の部長級職員と同じ率である20%としている。支給月数は、一般職の期末勤勉手当の支給月数に連動して改定されており、令和7年11月現在では、4.6月である。

2. 職務職責について

市長は、市を統括し代表する地位にあり、本市行政の最高責任者である。その職務と責任は、高度・複雑・困難・重要であり、市民生活のあらゆる分野にわたっている。また、副市長は、市長を補佐する最高の補助機関であり、市長の命を受けて政策・企画をつかさどり、職員の事務を監督するほか、法令の定めるところにより市長の職務を代理する職責にある。

議会の議員については、代表民主制の根幹をなすものであり、住民の声をその活動を通じて市政に反映させるとともに、市の政策決定過程や政策それ自体を批判的に吟味し、それらに関連した諸課題を住民へ周知するという重要な職責を担っている。

本市は人口規模において大阪府内で東大阪市に次ぐ2番目の40万人都市であり、平成24年から中核市として保健衛生分野を中心に大阪府から権限を委譲され、令和7年には府内中核市としては初めての児童相談所を開設した。市行政の権限と責任は、これまで以上に大きくなっています。これに伴い、特別職の職責もこれまで以上に大きくなっていると言える。

3. 一般職との比較

本市における一般職の期末勤勉手当については、国の人事院勧告に基づいて支給月数を改定している。令和2年度、令和3年度は、いずれも減額改定されており、令和3年度の支給月数は4.3月であった。令和4年度以降、増額改定が続いている。令和6年度の支給月数は4.6月となっている。市長・副市長及び議員の期末手当の支給月数についても、一般職の期末勤勉手当の支給月数に連動する形での改定が行われている。

なお、令和7年度の国の人事院勧告では、0.05月分の増額改定が勧告されている。

4. 国や他自治体との比較

(1) 期末手当の算定式について

本市では先述のとおり市長・副市長は、給料月額×地域手当率(1.12)×役職加算率(1.2)×支給月数(4.6月)、議員は、議員報酬月額×役職加算率(1.2)×支給月数(4.6月)で得られる年額を支給することとされている。

地域手当の支給率については、国家公務員の給与算定において市町村ごとに指定されているものである。均衡の原則により、大阪府内各市や近畿圏内中核市の他自治体においても、ほぼ指定された比率により地域手当が算定されている。

なお、地域手当については、従来より、市長・副市長には、地方自治法にそれを支給することができる旨の規定があることから、その規定に基づいて支給している一方で、議員には、同法に同様の定めがないことから、支給しておらず、上記の算定方式も、このことを踏まえたものとなっている。

役職加算率については、本市の部長級職員と同様の加算率としており、部長級職員の加算率は、国家公務員の加算率を踏まえて決定している。

他自治体においても、役職加算率について、一般職の加算率を踏まえた算定式としているところがほとんどである。

支給月数については、先述のとおり一般職の期末勤勉手当の支給月数に連動する形での改定が行われており、一般職の支給月数は、人事院勧告に沿う形で例年改定を行っている。人事院勧告は、昨今の経済状況や民間の給与水準との比較等を踏まえた社会情勢に適応していることから、人事院勧告に基づく改定には、一定の客観性、公平性が担保されていると言える。

他自治体においては、多くの自治体が期末手当の支給月数を一般職の支給月数と連動させているが、財政状況や政治的側面などを踏まえた判断が加味されていると考えられる自治体が一部見られる。しかしながら、本市の財政状況や特別職の職務遂行をとりまく状況が全国的な状況と大きく異ならない限り、一般職の職員の支給月数を、市長・副市長・議員の算定式に連動させることには、合理性が認められる。

国における特別職の期末手当は、国家公務員（指定職）の改定に連動している状況にあり、国会議員の期末手当は法律上、特別職の国家公務員の例によるとされている。本市では指定職にあたる職の設定がされておらず、一般職はすべて国の一般職の支給月数をふまえて改定してきている。

(2) 期末手当の額について

前述の算定式により算定される市長の期末手当額は、6,398,784 円（令和 7 年 8 月現在の年額。以下同じ。）である。これは、大阪府内の 31 市で比較すると、高槻市の 6,628,986 円に次いで、上位から 2 番目の金額であり、松原市、吹田市が続く。近畿圏内の近隣中核市 14 市と比較すると、姫路市、西宮市、高槻市に次ぐ 4 番目であり、吹田市、明石市が続く。すなわち、近隣自治体と比較すると、本市市長の期末手当はやや高い水準にあると考えられるが、令和 7 年 4 月 1 日現在の各自治体人口を比較すると、本市は大阪府内の 31 市中上位から 2 番目、近隣中核市 14 市中上位から 5 番目であり、各市の人口規模と金額の多寡に大きな乖離はない。

副市長の期末手当額は 5,533,248 円であり、大阪府内の 31 市で比較すると、高槻市（5,819,814 円）、吹田市（5,716,256 円）に次いで、上位から 3 番目の金額であり、守口市、松原市が続く。また、近畿圏内の近隣中核市 14 市と比較すると、高槻市、吹田市に次ぐ 3 番目であり、姫路市、西宮市が続く。すなわち、近隣自治体と比較すると、本市副市長の期末手当はやや高い水準にあると考えられるが、市長と同様に各市の人口規模と金額の多寡に大きな乖離はない。

議員の期末手当額は、議長が 4,029,600 円、副議長が 3,808,800 円、議員が 3,505,200 円であり、大阪府内の 31 市で比較すると、枚方市、松原市、茨木市、高槻市に次いで、上位から 5 番目の金額であり、箕面市、門真市が続く。近畿圏内の近隣中核市 14 市と比較すると、西宮市、姫路市、和歌山市、枚方市、高槻市に次ぐ 6 番目であり、明石市、尼崎市が続く。すなわち、本市議員の期末手当は府内ではやや高い水準に、また、近畿圏内の近隣中核市の中では中位の水準にあると考えられる。

5. 市の財政状況

本市の財政状況は、令和 6 年度決算の実質収支は黒字で、近年の推移を見ても黒字決算を維持しており、概ね良好であると言える。社会保障関係経費の増大や公共施設の老朽化対応といった、財政運営上の課題は見受けられ、引き続き歳入の拡大や事務事業の変革などの取組みが必要な状況にはあるが、中期的視点をもってしても、計画的な財政運営が行われていることが認められる。

6. 総括

特別職も公務員である以上、その報酬等は、一般職の報酬等と同様に、社会情勢に適応し、客観的に合理的な水準であることを要し、また、その合理性を市民に対して説明できるものでなければならない。

期末手当は、一般職に適用する地域手当率や役職加算率を乗じるほか、一般職の期末勤勉手当の支給月数に連動させている。一般職の支給月数等が、情勢適応に対応した国家公務員の給料に対する人事院勧告に基づき決定され、一定の客觀性や公正性が担保できている以上、特段の事情がない限りは、今後も一般職の支給月数等に連動させることが合理的であり適當である。

また、同算定式により決定した金額は、現時点において、他市との比較において著しく乖離した状況にはなく、その点からも、概ね適切な水準にあると考えられる。

以上より、議会の議員並びに市長及び副市長の期末手当の額については、現行の算定式により算定することが適當であり、期末手当の支給月数については、一般職の期末勤勉手当の支給月数の改定と連動させることが適當であるとの結論に至った。

但し、この結論は、今後、特別職の職務遂行に、その市政への貢献を特段に高く評価すべき点や、あるいは逆に著しく問題であると見なしうる点があると認められた際等に、期末手当の支給月数を、一般職の期末勤勉手当の支給月数とは異なったものとすることを、否定するものではない。

7. 付帯意見

議会の議員、市長、副市長には、市民すべての奉仕者として、市民すべての生活を向上させ、本市をより暮らしやすいまちにしていくとともに、市内外にその魅力を発信、アピールし、真摯にその職務を遂行していただくことが求められている。職責を果たしているか否かで報酬に差を設けること、例えば議会の議員について、同一の算定式によらず職務遂行実績等に応じて期末手当の支給月数に差を設けることは、地方自治法の規定に抵触する可能性が高く、職務遂行の適否を評価する機関の設置等も必要になり、本市が独自に制度化することなどは難しいが、特別職の報酬は、その職責を十全に果たしている職務遂行実績等の対価であることを、改めてすべての特別職が強く自覚していたくことを、期待する。

豊中市特別職報酬等審議会 委員

阿部 昌樹

池野 由香里

馬着 一郎

河本 良昭

佐藤 泰博

武市 智子

竹之内 信司

三間 隆之

山田 徹

(五十音順、敬称略)